

確実かつ安全な放射性輸送物の運送を確保するために必要な方策

(1) 紛失防止対策

- ① 放射性輸送物を運送する運送事業者(以下単に「運送事業者」という。)は、紛失(誤配送、盗難等を含む)が発生した場合に、その発生を速やかに検知し、問題の発生した場所、時期を特定するため、適切な方法による当該荷物の追跡管理が必要である。
- ② 運送事業者は、荷物の輸送、仕分け、保管の過程における盗難を防止するため、監視や施錠等のセキュリティ措置を講ずる必要がある。
- ③ 貨物利用運送事業者は、委託先が上の①及び②の要件を満たしていることを確認のうえ、放射性輸送物の運送を委託すべきである。

(2) 万一の紛失の際でも適切な取扱いを確保する対策

- ① 荷主(最初に荷物を送り出す者をいう。以下同じ。)は、放射性同位元素が入っていることがわかるように、輸送物の表面に、その旨を記載する。
- ② 荷主は、輸送物の表面に、発見した場合の注意書きとして、輸送物を絶対に開けないこと、送り主へ連絡することを表示する。
- ③ 荷主は、輸送物が開いた状態で発見されることを考慮して、発見した場合は、内容物に絶対に触れないこと、送り主へ連絡することを記した注意書きを輸送物の中に同封する。

(以上について、文部科学省は放射性輸送物の荷主に対し、11月10日に文書発出済)

(3) 運搬規則(放射性同位元素等車両運搬規則)の遵守確保策

- ① 放射性輸送物である旨の明告
荷主及び貨物利用運送事業者は、運送委託先に対して、当該荷物の運送を委託する際に、放射性輸送物である旨及び運搬規則の適用がある旨を明確に伝える。
- ② 放射性輸送物である旨の記載
 - (a) 荷主は、荷物の表面に運送従事者が容易に理解できるよう放射性輸送物である旨を記載する。
 - (b) 貨物利用運送事業者は、他の運送事業者に運送を委託する場合は、(a)の記載がなされていることを確認する。
- ③ チェックリストによる実運送事業者の法令遵守状況の確認
 - (a) 運送事業者は、チェックリストを用いて、自社の法令遵守状況を確認する。
 - (b) 放射性輸送物の運送を委託する貨物利用運送事業者は、委託する際にチェックリストを用いて委託先の法令遵守状況を確認する。

(4) 紛失発生時に関係者がとるべき措置

- ① 法令に基づく報告

運送事業者は、放射性同位元素等が紛失したときは、国土交通省等に報告・届出をすること。

② 広報による国民への注意喚起等

国及び関係者(荷主、運送事業者)は、注意喚起のため、また、紛失荷物捜索に対する協力も期待できる場合があるため、原則として、事案の発生の公表等適切な広報を行う。

③ 放射性輸送物の捜索

危険品の早期回収及び国民の不安の除去のため、関係者は紛失した荷物の捜索に全力をあげること。

④ 緊急時の連絡体制の構築

①～③の措置を迅速かつ確実に実施するため、荷主、運送事業者、関係省庁にあっては、緊急時の連絡体制を構築しておくこと。